

# ASEAN 諸国における競争法の制定および執行状況

日本貿易振興機構(ジェトロ) シンガポール事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

## 目次

第1 序論 .....	1
第2 各論 .....	2
シンガポール.....	2
インドネシア.....	4
マレーシア .....	6
タイ.....	8
ベトナム.....	10
ブルネイ .....	11
カンボジア .....	11
ラオス .....	12
ミャンマー .....	12
フィリピン.....	12

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所がRajah & Tann LLPに作成を委託したものであり、その後の法律改正等によって記載内容が変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部  
進出企業支援課  
E-mail:OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・シンガポール事務所  
E-mail:SPR@jetro.go.jp

## 第1 序論

2007年、ASEANのメンバー諸国はASEAN Economic Community(以下「ASEAN 経済共同体」とする)を2015年までに発足させることについて合意した。ASEAN 経済共同体を発足させるにあたり、ASEANは東南アジアを、欧州連合(EU)とは異なり、商品、サービス、投資および熟練労働者の自由な移動を可能とする、競争力のある経済的な共同体とすることを目指している。この目標を達成するためには、さまざまな課題をクリアする必要があるが、競争法についていえば、ASEAN 経済共同体の域内において、競争制限的なプラクティスが行われないようにすることが求められる。この目標を達成するため、ASEANの全加盟国は、2007年に作成されたASEAN ECONOMIC COMMUNITY BLUEPRINT(以下「AEC ブループリント」とする)<sup>1</sup>の中で、2015年までに国家的な競争政策および競争法をそれぞれ自国において導入することを約束した。

しかし、2014年3月末の本稿執筆時点においては、ASEANのメンバー諸国のうち、競争法が完全に導入されている国は、まだ半数(シンガポール、インドネシア、マレーシア、タイ、およびベトナム)にとどまる。残りの諸国については、既に競争法は制定されているが施行されていないラオスを除いて、いまだ自国における競争法に関する一般法さえ制定されていない。AECブループリントの中でASEAN諸国が約束した2015年が迫る中、本稿は2014年3月末におけるASEAN諸国の競争法の制定および執行状況の概要について検討する。その中でも特に、関連法令、主要な競争制限に関する規制、およびこれらの規制を執行する規制当局の観点から、各国の制度の特徴について重点を置きつつ検討するものとする。

---

<sup>1</sup> <http://www.asean.org/archive/5187-10.pdf>

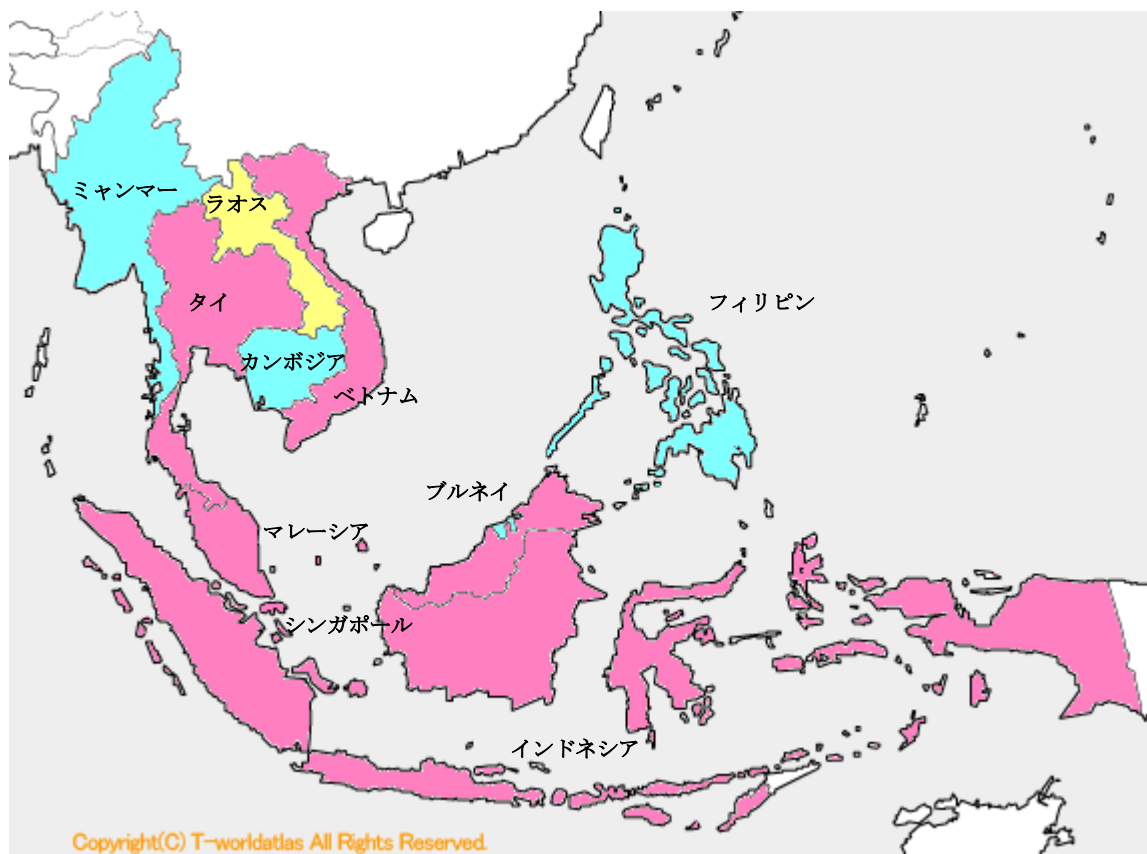


図1 ASEAN 諸国における競争法規制の立法状況

- 包括的な競争法規制を有する諸国：シンガポール、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム
- 包括的な競争法が制定されたものの、執行機関が設立されていない国：ラオス
- 包括的な競争法が未制定の諸国：ブルネイ、カンボジア、ミャンマー、フィリピン

## 第2 各論

### シンガポール

#### 1. 関連法令

The Competition Act (以下「シンガポール競争法」とする)は、2004年10月に議会を通過し、Competition Commission of Singapore(シンガポール公正取引委員会、以下「CCS」とする)が設立された2005年より、段階を踏んで、2007年に完全に施行された。シンガポールにおける競争法関連規制としては、シンガポール競争法の他にも各分野を規制する分野別の法律が存在している。

#### 2. 規制当局

CCSは、シンガポール競争法の執行と強制を任務とするMinistry of Trade and Industry(貿易産業省)内の法令上の機関であり、裁定および起訴を行う機能を有している。規制当局として、

CCS はシンガポール競争法の執行の範囲を明確にするガイドラインを数多く策定している。また、CCS はその発足当初からシンガポール競争法の積極的な適用・執行を進めている。

### 3. 主な規制

#### (1) 総論

シンガポール競争法は民間企業による商業活動や経済活動に適用される。その民間企業が外国企業、シンガポール企業、政府、特別の立法をもって設立された法人に所有されているか否かを問わない。一方で、シンガポール競争法は、政府、特別の立法をもって設立された法人、またはそれに代わって業務を行う者による活動、合意、行動には適用されない。

シンガポール競争法は競争制限的合意、支配的地位の濫用、実質的に競争を減少させる企業結合を禁止している。

#### (2) 競争制限的合意

シンガポール競争法は、企業間の合意、企業連合による決定、シンガポール国内の競争を阻害、制限または歪めるような目的や効果を有する協調行為を禁止している。

さらに、規制当局である CCS は、競争に相当の悪影響を与える合意がシンガポール競争法に抵触する旨を定めた競争制限的合意に関するガイドラインを策定している。このガイドライン上特に重要な事項として、価格拘束、談合、市場協定、生産制限に関する合意はその性質上、競争制限的であるとみなされるものとされていることが挙げられる。

シンガポール競争法のスケジュール 3 には、競争制限的合意の禁止対象から、垂直的合意は除外されている。つまり、競争者との間の合意のみが禁止規定に抵触するのである。これは、競争制限的合意の禁止規定が競争者間の合意のみに適用されることを意味している。CCS によって、談合や価格拘束へ参加した企業に対する制裁金を科す多くの決定が出されている<sup>2</sup>。さらに、CCS はより効果的にカルテルに対抗するためリニエンシー制度<sup>3</sup>や内部告発(whistler rewards)制度を実施している。

#### (3) 支配的地位の濫用

支配的地位の濫用は禁止されているが、支配的であること自体は禁止されていない。この点、CCS は市場占有率 60%またはそれ以上を、決定的ではないものの支配性を判断する際の目安としてみている。シンガポール競争法に抵触する支配的地位の濫用については、網羅的ではないがそれに該当する行為のリストが作成されている。そのリストには、略奪的価格形成、消費者

<sup>2</sup> 近時、CCS は日系企業を含む 11 の運送事業者などに対し、日本からシンガポールに対する貨物運送にかかる手数料などについて合意し、顧客情報を交換していたとして違反の仮決定を出した。

<sup>3</sup> 近時、CCS は日系企業 4 社が絡むシンガポールへの反競争的な影響がある国際カルテル事案において、初めてシンガポール競争法の域外適用を行った上で、カルテルの当事者に対して違反の仮決定を出した。この調査はカルテルの参加者によるリニエンシーの申し出によって開始されたものである。

に不利となる製造制限、他の取引相手との同等の取引について異なる条件を付けること、および契約対象と関係のない義務に同意することを条件として契約を締結することが含まれている。

CCS は支配的地位の濫用の事案の調査を進めており、最初の事案では、100 万シンガポールドルの課徴金(penalty)が課されることとなった<sup>4</sup>。

#### (4) 企業結合

シンガポール国内のいずれかの市場において実質的に競争を阻害することとなり得る企業結合は、シンガポール競争法によって禁止されている。そして、CCS はどのような場合に企業結合が競争制限的合意、支配的地位の濫用、実質的に競争を減少させる企業結合に該当し得るかといったしきい値を示している。このしきい値としては、企業結合後の存続会社が企業結合後に 40%の市場占有率を有することになる場合、または、20%~40%の市場占有率を有することになりかつ企業結合後の市場占有率の上位三社の合計市場占有率が 70%またはそれを超える場合などが挙げられる。一般論として述べるのであれば、企業結合を実施するにあたり、通常は CCS に対して企業結合を実施することを事前に通知するのが望ましい<sup>5</sup>。

## インドネシア

### 1. 関連法令

独占的行為および不公正な事業競争の禁止に関するインドネシア共和国法 1999 年第 5 号 (Law No 5 of 1999 Regarding Prohibition of Monopolistic Practices and Unfair Business Competition、以下「インドネシア競争法」とする)が、インドネシアの競争法に関する一般法である。このほかにも競争法的な観点からの規制はインドネシアのさまざまな法律および規則の中にもみることができるが、これらの規制は一般法であるインドネシア競争法に反しない限りにおいて有効なものとされる。

### 2. 規制当局

The Supervisory Commission for Business Competition(事業競争監視委員会<sup>6</sup>、以下「KPPU」とする)は、インドネシア競争法を根拠法として設置され、インドネシア競争法の執行をその業務とする。KPPU は司法権からも独立している独立行政機関である。規制当局としての KPPU の活動は非常に活発で、毎年数多くのケースにつきレビューを行っている。しかし、現時点で KPPU に与えられた調査権限はまだ限定的なものにとどまっている<sup>7</sup>。

---

<sup>4</sup> もっともこの事案は上訴され、相当額が減額される結果となっている。

<sup>5</sup> もちろんこの通知は強制的ではないが、シンガポールには自主的に企業結合を通知しておく制度が存在するため、このように述べるものである。

<sup>6</sup> インドネシア語では Komisi Pengawas Persaingan Usaha という。

<sup>7</sup> 例えば、KPPU は夜討ち朝駆け的な捜査を行って書類を差し押さえることはできないものとされている。

### 3. 主な規制

#### (1) 総論

インドネシア競争法はすべての「事業者」、すなわちインドネシアで事業を行うすべての法人または個人に適用される。この事業者には、公共事業体も、外国会社の子会社なども含まれる。インドネシア競争法は以下の行為を規制している。

- (i) 競争制限的な合意(価格拘束、市場分割、競争者に対する販売のボイコット、市場の閉鎖を伴う垂直的統合および独占的販売代理店契約を含む閉鎖的合意、抱き合わせ、ならびに値引きに関する垂直的統合等の合意)
- (ii) 競争制限的活動(独占的または需要独占的な競争制限的プラクティスであって、商品およびサービスの供給または販売を市場の損失の下コントロールするもの、入札談合、ならびに競争者間における秘密情報の共有等の活動)
- (iii) 支配的地位の濫用
- (iv) 競争を阻害するような企業結合

#### (2) 競争制限的な合意および活動に関する規制

これまでのところ KPPU が対応したケースのほとんどは入札談合のからむケースであった。しかしながら、最近の KPPU の傾向として、カルテル事案に対してもより積極的に競争法を適用しようと試みる傾向がみられ、現に KPPU はさまざまな食料品関係業界に対する調査を開始している<sup>8</sup>。

#### (3) 支配的地位の濫用に関する規制

ある事業者が特定の商品および/またはサービスにおいて、最低 50%の市場占有率を有している場合であれば、当該事業者は支配力を有していることになる。また、当該事業者が 2 社以上の事業者よりなる場合であっても最低 75%の市場占有率を関連市場において有する場合に、支配力を有しているということになる。事業者が支配力を有している場合、以下の行為は支配的地位の濫用となる。

- (i) 顧客が競争力のある価格および品質で、商品および/またはサービスを得ることを阻止し、妨害する目的で、取引上の要求事項について判断すること
- (ii) 市場または技術の進歩を制限すること
- (iii) 同一の関連市場に潜在的な競争者が参入することを妨害すること

#### (4) 企業結合規制

インドネシア競争法は、企業結合または株式取得であって、潜在的に競争を阻害する効果を有するものを禁止する。インドネシアにおける競争規制は当事者に対し、もしその企業結合ま

---

<sup>8</sup> この調査の結果、2014年3月に、KPPU は、インドネシアにおけるにんにくの価格を上げるため、その販売を制限した 19 のにんにく輸入業者に対して罰金を科している。



たは株式取得の結果生じる事業体の資産または売上高が一定の金額を超える場合、案件実行後 30 日以内にその企業結合または株式譲渡について KPPU に対して通知することを要求する。現在検討されている法改正提案によれば、この通知は案件実行後の事後的な通知から、案件実行前の事前通知に変更することが提案されている。

#### (5) 役員兼任・株式持合規制

インドネシア競争法は、役員兼任および株式の持ち合いを規制する数少ない競争法の一つである。役員兼任は、会社の取締役が同時に他の会社の取締役でもある場合であって、当該他社が(i)同一の関連市場に存在する、(ii)その事業活動において密接に関連する、(iii)競争に対してネガティブな影響を与えるような形で、マーケットシェアを共同して支配することを可能とするような場合に生じる。一方で株式の持ち合いは、複数の事業者が同一のビジネスを通じて市場における市場支配的地位を獲得することであって、(i)事業者が何らかの商品もしくはサービスで当該市場の 50%以上を支配しているか、または(ii)2 以上の事業者が関連市場において 75%以上を支配していることを意味する。

## マレーシア

### 1. 関連法令

マレーシアの競争法に関する一般法は、2010年6月に制定された、Competition Act 2010(以下「マレーシア競争法」とする)、および Malaysian Competition Commission (以下「MyCC」とする)の根拠法である、Competition Commission Act(競争委員会法)である。マレーシア競争法は 2012年1月1日に施行され、同法は指定された分野に関する競争を規律する数多くの分野別の法と共に存在している。

### 2. 規制当局

MyCC はマレーシア競争法を管理し、執行する責任を有する規制当局である。MyCC は調査および執行の双方を行う力を有しているほか、ガイドラインや指導等を制定することができ、さらに判断を下すことができる。MyCC はその設立以来、マレーシア競争法の執行に対して非常に積極的な姿勢をとり続けてきている。また、現時点では、MyCC は市場の定義、反競争的合意、苦情申立手続きおよび支配的地位の濫用に関する 4つのガイドラインを制定している。

### 3. 主な規制

#### (1) 総論

マレーシア競争法の下では、反競争的合意、支配的地位の濫用および市場における競争に対して不利に働く企業結合が禁止されている。

## (2) 反競争的合意

マレーシア競争法は合意を広く定義し、反競争的合意に反するものとして取り締まりの対象となる活動の範囲についても、口頭の合意、紳士協定および事業者団体の活動も含むなど、非常に広く捉えられている。

水平的合意および垂直的合意であって、反競争的な効果を有するものは、マレーシア競争法により禁止されている。特に、特定の水平的合意については、マレーシア競争法の下、違法であることが推定される(すなわち、MyCC は反競争的な効果について立証する必要はないこととなる)。この水平的合意には以下の合意が含まれる。

- (i) 購入価格、販売価格またはその他の取引条件を直接または間接的な方法で拘束すること
- (ii) 市場または供給源を共同すること
- (iii) 製造、市場への出荷量もしくは市場へのアクセス、専門的もしくは技術的な展開、または投資を、制限またはコントロールすること
- (iv) 入札談合を行うこと

一方、垂直的合意に関しては、マレーシアにおける競争に対し、顕著な競争制限的効果がある場合にのみ禁止される。価格支配を含む垂直的合意に関し、MyCC はその制定したガイドラインの中で、(i)再販価格の維持は一般的に禁止されている旨を述べる一方、(ii)価格支配によるものではないケースについては、関連市場に対して効果がある場合にのみ禁止される旨、すなわち、売主または買主の単独での市場シェアが関連市場において 25%を超える場合にのみ禁止される旨を述べている。

現時点において、MyCC は反競争的合意に関連して、いくつかの決定または **Proposed Infringement Decision**(以下「違反の仮決定」とする)を出している<sup>9</sup>。

## (3) 支配的地位の濫用

マレーシア競争法は支配を「価格、供給量または取引条件について、競争者または潜在的な競争者からの実効的な制約を受けることなく調整できる、市場における有意な力」と定義する<sup>10</sup>。

マレーシア競争法の下、支配力を有する企業体が、市場での競争に対して有害な影響を与え、消費者に直接的な損害を与えるような活動を行うことを禁止されている。このような観点から、マレーシア競争法は、禁止される活動として(網羅的ではないものの)以下を挙げている。

- (i) 直接的もしくは間接的に不公正な購入、販売価格または取引条件を取引相手に課すこと
- (ii) 生産量や市場参入、技術開発、投資の制限により消費者を害すること
- (iii) 特定の供給者または顧客に対する不公正な価格や不公正な取引条件の設定、供給量の制限行為等を行うこと
- (iv) 特定の企業またはグループもしくはカテゴリーの企業に対する供給拒絶を行うこと

<sup>9</sup> この中で最も新しい違反の仮決定は、マレーシア航空とエアアジアのケースであり、それぞれの当事者に対して 1000 万マレーシアリングットの罰金が提案されている。

<sup>10</sup> この定義より、MyCC は、仮に市場における 60%以上のシェアがあるケースであっても、支配力を暗示はするが、これのみで支配力の存在が結論づけられるものではないとみていることが読み取れる。

- (v) 同等の取引に対して、競争を制限する形で異なる条件を適用すること
- (vi) 支配的な企業体が存在する市場の上流または下流の市場における競争を害すること

現時点においては、MyCC は支配的地位の濫用に関し、1 件、違反の仮決定を行っている。このケースはマレーシアの鉄鋼メーカーが、その下流市場における子会社に対する販売価格と比べて高い価格で、その下流市場の買主に対して鉄鋼を売却したというケースである。このケースでは、MyCC は 450 万マレーシアリングットという極めて高い金額の罰金の提案を行っている。

#### (4) 企業結合規制

マレーシア競争法の下では、企業結合が反競争的な水平的もしくは垂直的合意の禁止規制、または支配的地位の濫用に抵触する場合に、かかる企業結合が禁止されるほかは、企業結合に関する具体的な禁止規定は存在しない。

## タイ

### 1. 関連法令

タイにおける事業運営者の競争は 2000 年 3 月に施行された Trade Competition Act(以下「タイ取引競争法」とする)によって規制されている。またタイ取引競争法のほかにも、各分野の競争に関する問題を扱う産業別の特定の立法が存在する。

### 2. 規制当局

Trade Competition Commission(以下「TCC」とする)はタイ取引競争法を執行する規制当局である。TCC の主な任務はタイ取引競争法を適用、実行し、それに基づく Ministerial Regulations(商務省令)の内容を Minister of Commerce(商務省)に提言することである。各分野の特定の競争法については、通常は、指定された各分野の規制当局によって執行および実行されている。

### 3. 主な規制

#### (1) 総論

タイ取引競争法はいかなる事業運営者にも適用される。事業運営者とはタイ取引競争法において「販売者、販売目的の生産者、販売目的の注文者または輸入者、生産または再販目的の商品購入者、事業におけるサービスの提供者」と定義づけられている。

タイ取引競争法は以下の行為を禁止している。

- (i) 市場支配力を有する事業運営者による競争制限的行為

- (ii) 独占を生じるまたは不当な競争を招く企業結合
- (iii) 独占または競争の減少または制限を生じさせる合意
- (iv) タイ国内の事業運営者とタイ国外の事業運営者との間でなされる、タイ国外からの商品やサービスの購入に関する競争を制限するような合意
- (v) 自由かつ公正な競争を阻害する一定の行為

## (2) タイ取引競争法第 25 章

タイ取引競争法第 25 章は、事業運営者が商品やサービスなどの不合理な価格拘束、条件の不合理な拘束(排他的供給など)、客観的な正当性のない製造・販売の制限を禁止している。取引競争委員会は市場支配力について以下の通り定義づけている。前年の市場占有率が 50%を超え、かつ少なくとも粗利益が 10 億タイバーツあれば、その事業運営者には市場支配力があるとしている。集合的支配的地位は、ある商品やサービスにおいて上位 3 社の前年の市場占有率が 75%を超え、かつ少なくとも粗利益が 10 億タイバーツある場合に認められる。

## (3) 企業結合規制

独占または不公正な競争を招く企業結合は、取引競争委員会によって承認されなければならない。しかしながら、企業結合規制を実行するための規定はいまだに公表されていない。つまり、企業結合に関する規制はまもなく導入されると考えられているものの、いまだに運用されていない。

## (4) 独占や競争の減少または制限を生じさせる合意

独占や競争の減少または制限を生じさせる合意に関しては、タイ取引競争法は事業運営者が価格拘束、市場協定、顧客割当、割当量の固定(fixing quotas)、談合をすることを禁止している。しかしながら、事業運営者はこれらの合意が「商業上必要であり」かつ限られた期間である場合、取引競争委員会にこれらの合意について許可を申請することができる。

## (5) タイ取引競争法第 29 章

タイ取引競争法第 29 章では、事業運営者が一般的に自由かつ公正な競争ではなく、かつ他の事業運営者の事業運営を破壊、減損、阻害、妨害したりまたは他人の事業運営を妨げたり事業を中断させたりする効果を有するいかなる行為も禁止している。このキャッチオール条項は、事業運営者間の合意や市場支配を要求しておらず、取引競争委員会が特定の行為によって競争が影響を受けていると認めた場合にはいつでも介入できるよう取引競争委員会に非常に広範な権限を与えている。

もともと、タイ取引競争法第 29 章の下でも取引競争委員会がこれまで追及してきた事案はごくわずかである点には留意する必要がある。

## ベトナム

### 1. 関連法令

2004年12月に成立した The Competition Law No. 27/2004/QH11(以下「ベトナム競争法」とする)は、ベトナムの競争法規制における主要な法律であり、市場における健全な競争を求めるものである。ベトナム競争法の理念を実現するため、現在まで、さまざまな命令等が定められている。

### 2. 規制当局

ベトナム競争法に基づいて Ministry of Industry and Trade(商工省)の下に設置された Vietnam Competition Administration Department (以下「VCAD」とする)が競争法案件における調査権限を有しており、事実認定の権限を有する唯一の機関である。一方、独立した機関の Vietnam Competition Council(ベトナム競争評議会)がベトナム競争法違反事件における審判権限を有する。

### 3. 主な規制

#### (1) 総論

ベトナム競争法は、ベトナムにおいてビジネスを行うあらゆる事業組織、個人(総称して「対象事業者」とする)に適用され、公共性の高い製品やサービスを提供する対象事業者、独占産業やセクターにおいてビジネスを行う対象事業者、ベトナムにおいて事業を行う外国対象事業者や専門職の団体も含まれる。

ベトナム競争法は、競争制限協定、支配的地位または独占的地位の濫用、反競争的な経済集中を禁止している。

#### (2) 競争制限協定

競争制限協定として、ベトナム競争法は、以下の種類の協定を列挙している。

- (i) 直接的にまたは間接的に商品やサービスの価格を拘束する協定
- (ii) 商品やサービスの販売市場または供給元を割り当てる協定
- (iii) 商品やサービスの製造、販売、購入数量を制限または管理する協定
- (iv) 技術開発または投資を制限する協定
- (v) 他の対象事業者に商品やサービスの売買契約にあたり条件を課すまたは対象となっている取引とは関連のない義務を課す協定
- (vi) 他の対象事業者による市場参入、事業の拡大を妨害または禁止する協定
- (vii) 協定に参加しない対象事業者を市場から排除する協定
- (viii) 商品やサービスの供給について、特定の事業者に落札させるための入札談合の協定

(i)から(v)の協定は、当事者の関連市場での市場占有率の合計が 30%を超える場合にのみ禁止されている。(vi)から(viii)の協定は、いかなる場合においても禁止されている。

### (3) 支配的地位または独占的地位の濫用

支配的地位または独占的地位の濫用については、「事業者が関連市場において 30%以上の占有率を有する場合または競争を実質的に制限することが可能である場合に、支配的な地位にあるとみなされる」とされている。ベトナム競争法は、「substantially restraining competition(競争を実質的に制限する)」ことの意味を定義しておらず、競争法当局がどのようにこれを認定するか定めていない。ベトナム競争法では、支配的な地位にある事業者による利己的な商品の販売またはサービスの提供、非合理的な販売・購入価格の設定、最低再販価格の設定、消費者に損失をもたらすような市場における製品の製造・販売の制限、技術開発の妨害、新規の競争者への差別的な取扱いや参入の妨害が禁止されている。

### (4) 反競争的な経済集中

反競争的な経済集中については、「経済集中に参加する事業者が関連市場において 50%以上の占有率を有する場合」(法定の例外規定に該当する場合を除く)に、経済集中が反競争的であるとされている。これは適用除外とならない限り、このような経済集中が禁止されていることを意味する。参加事業者の市場占有率の合計が 30%から 50%の間である場合は、事前に VCAD に対して経済集中の届出を行わなければならない。参加事業者の市場占有率の合計が 30%より少ない場合または中小企業間の経済集中である場合は、届出を行い認可を得る必要はない。

## ブルネイ

ブルネイでは、現在のところ包括的な競争法は制定されていないが、競争法の草案の作成が 2011 年に始まっている。一般的な競争法はないものの、通信、エネルギーおよび銀行・金融といった特定の分野においては基本的な競争規制が存在する。

## カンボジア

カンボジアでは、現在のところ競争法は制定されていないが、Ministry of Commerce(商業省)によって競争法案の作成・検討が行われている。当該法案は同省による作成の最終段階にあり、2015 年までに成立する可能性がある。

法案によると、Cambodian Competition Commission(以下「CCC」とする)および Cambodian Competition Directorate(以下「CCD」とする)が法に基づき設置される。CCC は競争法の規制・審判機関となることが予想され、一方、CCD は競争法に基づく調査、執行および訴追を担うものとされている。

## ラオス

ラオスにおける競争規制として、Prime Minister's Decree No 15 on Trade Competition(以下「ラオス取引競争令」とする)が2004年4月2日に採択された。ラオス取引競争令は同年8月1日に施行されたが、ラオス取引競争令の実施および執行を担う Trade Competition Commission(取引競争委員会)は未設立のままである。従って、現在に至るまでラオス取引競争令は実施・執行されていない。

ラオス取引競争令のほか、郵便サービス、通信および銀行取引における競争制限を規制する特定の法律があり、これらは指定された機関により運営・執行されている。

## ミャンマー

ミャンマーでは、現在のところ競争法は制定されていないが、Ministry of Commerce(商業省)により作成された法案が President Office(大統領府)に提出された。法案によると、競争法の執行機関として Competition Commission(競争法委員会)が設置されることとなっている。

## フィリピン

フィリピンでは、現在のところ包括的な競争法は制定されていない。しかしながら、公正競争の原則が憲法に明記されており、「公共の利益が要求する場合、国家は独占状態を規制または禁止する。取引制限または不正競争のための結合は許されない」と記載されている。競争に関する条項は、Act to Prohibit Monopolies and Combinations in Restraint of Trade(競争制限的独占および結合禁止法)、Revised Penal Code(改正刑法)および the New Civil Code(新民法)を含むいくつかの法律にも存在する。

また、2011年、Department of Justice(以下「司法省」とする)は、Executive Order No 45(以下「執行命令」とする)により、Competition Authority(競争当局)として指名された。執行命令はまた、司法省長官の下に司法省が運営する Office for Competition(競争庁)を設置し、独占状態、カルテル、取引制限の結合の防止、制限および処罰のために、競争法関連事件のすべてについて捜査権限を行使し、違反者を起訴することとしている。

以上